

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2024年 5 月15日
【会社名】	G M B 株式会社
【英訳名】	GMB CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松岡 祐吉
【本店の所在の場所】	奈良県磯城郡川西町大字吐田150番地 3
【電話番号】	(0745) 44-1911
【事務連絡者氏名】	専務取締役 善田 篤志
【最寄りの連絡場所】	奈良県磯城郡川西町大字吐田150番地 3
【電話番号】	(0745) 44-1911
【事務連絡者氏名】	専務取締役 善田 篤志
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

退職給付費用の増額について

(1) 当該事象の発生年月日

2024年3月31日

(2) 当該事象の内容

当社連結子会社であるGMB KOREA CORP.において、韓国における市場金利やGMB KOREA CORP.における昇給実績等を踏まえ、退職給付債務の算定に用いる割引率を主として5.17%から4.27%へ、予想昇給率を4.32%から5.35%へそれぞれ変更し、これに伴う退職給付債務の増加額を営業費用（退職給付費用の増額）として一括処理いたします。

なお、GMB KOREA CORP.において、退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理方法については、発生期における一括処理を継続して行っております。

(3) 当該事象の連結損益に与える影響額

当該事象により、2024年3月期の連結決算において、営業費用（退職給付費用の増額）1,104百万円を計上いたします。

以上